

保 管 依 頼 書

年 月 日

新潟県新発田市長 様

下記買受公売財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで、新発田市に保管を依頼します。

なお、引渡しを受ける前に下記買受公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、新発田市が一切責任を持たないことに同意します。

記

買受公売財産(売却区分番号)

第()号

住所

氏名

電話番号

※買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。ご了承ください。